

学生の皆さんへ

## 暴風等の場合の授業等の取り扱いについて

愛知大学 教務課・教学課

暴風等の場合の授業等の取り扱いは以下のとおりです。

### 記

#### 【暴風等の場合の休講等措置基準】

1. 愛知県下に「特別警報」又は「暴風警報」発令中は次の基準により休講とする。  
なお、愛知県下とは愛知県内のすべての地区を指す。したがって、いずれかの地区に特別警報又は暴風警報が発令された場合、全校舎が休講となる。

午前6時30分までに解除	通常通り授業実施
午前6時30分現在発令中(解除されていない場合) もしくは 午前6時30分～授業開始前に発令された場合	第1・2時限休講
午前6時30分～午前10時まで解除	第3時限以降通常通り授業実施
午前10時発令中(解除されていない場合)	第3時限以降休講
授業開始後に発令された場合	直ちに授業中止とする。

2. 定期試験期間中及び追試験期間中に「特別警報」又は「暴風警報」が発令された場合には、次の基準により試験の実施を中止する。なお、中止した試験の実施日時については、警報の解除日の翌日にポータルサイト等で指示する。

午前6時30分までに解除	試験時間通り実施
午前6時30分現在発令中(解除されていない場合) もしくは 午前6時30分～試験開始前に発令された場合	すべての試験を中止
試験開始後に発令された場合	その時限終了後、当日の残りの試験を すべて別の日に実施する。

#### 【地震の場合の休講等措置基準】

大規模地震対策特別措置法にもとづく“東海地震注意情報”が発令された場合、あるいは地震が発生した場合は、授業又は試験を直ちに中止する。中止した試験の実施日時については、早期に本学HP及びポータルサイト等で指示する。

#### 【その他の場合の休講等措置について】

水害などの災害による避難勧告の発令、交通ストライキなどの影響で、講義又は試験を行うことが困難であると判断した場合は、本学HP及びポータルサイト等で休校を含めてその都度指示する。

以上